

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部学生相談所規則

平成4年11月12日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、学生相談所（以下「相談所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(業務)

第2条 相談所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生相談に関する事業の企画及び立案
- (2) 学生の個人的問題についての各種相談
- (3) 学生の各種相談に対する助言、指導等
- (4) 学生相談に関する調査研究
- (5) その他学生相談に関する業務

(所長)

第3条 相談所に、所長を置く。

- 2 所長は、教養学部長をもって充てる。
- 3 所長は、相談所の管理及び運営を統轄し、相談所を代表する。

(教員及び職員)

第4条 相談所に、専任の教員及び職員若干名を置く。

(運営委員会)

第5条 相談所に、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、相談所の運営について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年11月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。